

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 文 書 課
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

条例（議員発議）

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局総務課）

一

条 例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成十六年宮城県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（公派及び議員の責務）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会派及び議員は、政務活動費をその交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その用途の透明性を確保することにより、県民に対して説明責任を果たさなければならない。

第十七条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第二項中「対し」の下に「議長が別に定めるところにより、」を加え、同条第三項中「非開示情報」の下に「（次項において「非開示情報」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 議長は、別に定めるところにより、収支報告書等に記載されている情報のうち、非開示情報を除き、インターネットの利用により公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第十一条（見出しを含む。）の改正規定及び第十七条第二項の改正規定は公布の日から、第十七条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）は平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第十七条第四項の規定は、平成二十九年四月一日以降に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。